

# 平成 22 年度決算検査報告の概要

決算委員会調査室 ひび のりお  
日比 規雄

決算検査報告は、憲法第 90 条及び会計検査院法第 29 条に基づき、会計検査院が毎年度作成する資料である。

この報告は、会計検査院の業務報告という性質にとどまらず、国等において適切な予算執行が行われているかを知るための資料という性質も持ち、国会の決算審査において重要な参考資料として扱われている。

平成 22 年度決算検査報告は、23 年次会計検査（実施期間：22 年 10 月～23 年 9 月）の結果が記載されており、23 年 11 月 7 日に会計検査院より内閣に送付され、11 月 22 日（第 179 回国会開会中）に平成 22 年度決算と併せて内閣から国会に提出された。

本稿では今般の検査報告について、掲記された事項等に触れながら概要及び特徴を紹介する。

## 1. 会計検査活動の概況

### （1）会計検査の目的

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関であり、国の収入支出の決算、独立行政法人等の会計等の検査を行っている。検査には主たる目的が二つあり、一つは「会計経理の監督」である。これは、会計検査院が、常時会計検査を行うことにより、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ是正を図ることである。もし不適切又は不合理な会計経理等を発見したときには、単にこれを指摘するだけではなく、その原因を究明して是正を促すことができる。もう一つの目的は「決算の確認」である。これは、決算の計数が正確であるか、会計経理に予算の目的や法令に違反したものはないかなどについて判定し、検査を了したことを表明することである。この決算の確認があつて初めて、内閣は決算を国会に提出することができることになる。

### （2）会計検査の基本方針

会計検査院は、検査業務の基本的な統制を図るため、「会計検査の基本方針」を毎年策定している。「平成 23 年次会計検査の基本方針」（22 年 9 月 3 日策定）によると、23 年次の検査における基本方針の主な内容は以下のとおりである。

#### ア 重点的な検査

23 年次において重点的な検査が行われた施策分野は、社会保障、教育及び科学技術、公共事業、防衛、農林水産業、環境保全、情報通信（IT）、経済協力、中小企業の 9 項目であり、15 年次以降、同内容が踏襲され続けている。また、複数の府省等により横

断的に実施されている施策、あるいは複数の府省等に共通又は関連する事項に対して、横断的な検査の充実を図るとしている。

## イ 多角的な観点からの検査

会計検査の実施における主な観点として、以下の5つが挙げられる。

- ① 正確性の観点（決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているか。）
- ② 合规性の観点（会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているか。）
- ③ 経済性の観点（事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないか。）
- ④ 効率性の観点（同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか。）
- ⑤ 有効性の観点（事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているか。）

会計検査院は、近年の厳しい経済財政状況に鑑み、以上のうち経済性、効率性及び有効性の観点からの検査を重視するとしている。そして、特に有効性の観点から、事務・事業や予算執行の効果及び補助金等によって造成された基金等の資産、剰余金等の状況について積極的に取り上げるように努め、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価等の状況についても留意することとしている。

### （3）検査の対象

会計検査院が行う検査の対象には、必ず検査しなければならない「必要的検査対象」（会計検査院法第22条）と、会計検査院が必要と認めるときに検査することができる「選択的検査対象」（同法第23条第1項）がある。23年次の検査において、「必要的検査対象」とされたのは国（13府省等）の会計のほか、独立行政法人等の218法人の会計及び日本放送協会の会計であり、「選択的検査対象」とされたのは、国が補助金、貸付金等の財政援助を与えた3,825団体等の会計、国が資本金の一部を出資している7法人の会計、国が出資した法人が更に出資している15法人の会計、国が借入金の元金又は利子の支払を保証している3法人の会計及び国等と207法人との契約に関する会計である。

### （4）書面検査及び実地検査

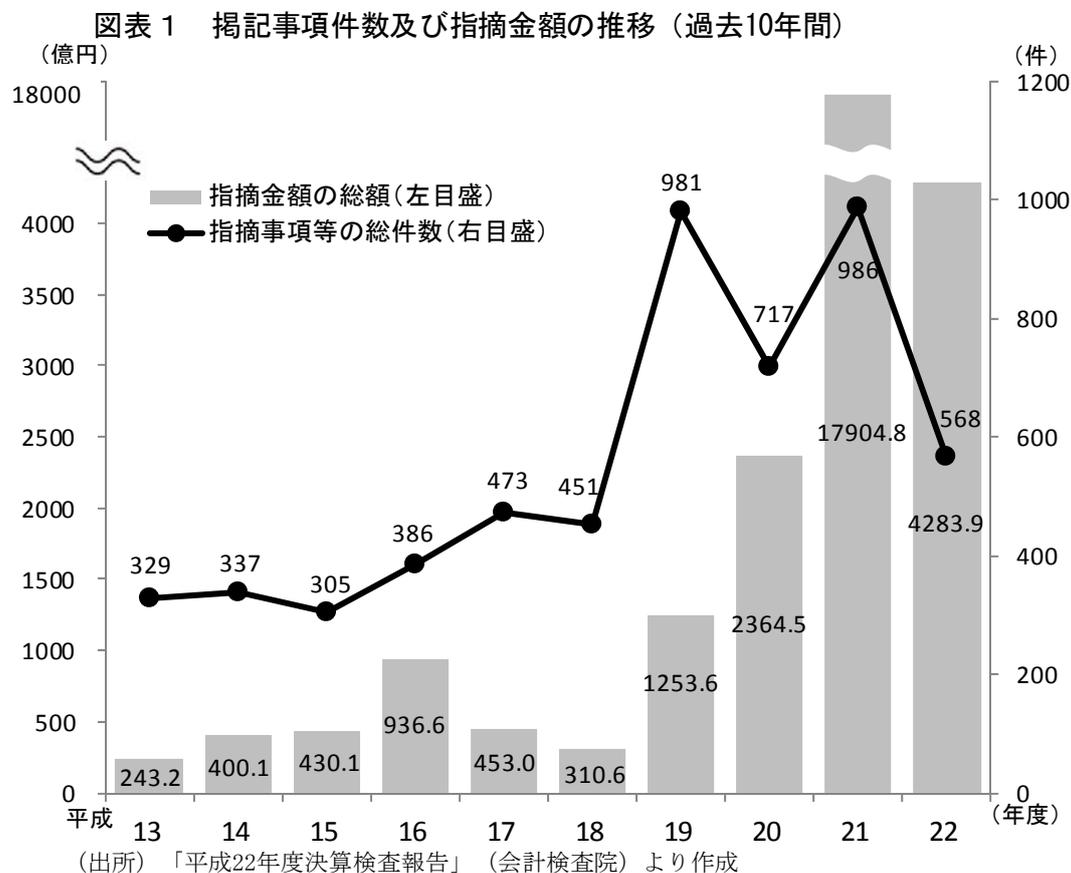
会計検査は、主に書面検査と実地検査により実施されている。書面審査とは、検査対象機関から提出された書類を在庁して検査する方法であり、実地検査とは、検査対象機関の事務所や事業が行われている場所、又は国から支出を受けて事業を実施している地方公共団体等に出向いて、実地に検査する方法である。

23年次の書面審査は、22年度分の計算書14万1,000余冊及びその証拠書類4,495万余枚を対象に実施された。また、同年次の実地検査は、2,963箇所で行われた。

## 2. 検査結果の概要

### (1) 掲記事項件数及び指摘金額

22年度決算検査報告に掲記された事項等の総件数は568件であり、指摘金額<sup>1</sup>の総額は4,283億8,758万円であり、21年度の検査報告に比べて、総件数は418件減、指摘金額の総額は約1兆3,620億9,596万円減となった。もっとも、この大幅な減少は、21年度決算検査報告において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構における利益剰余金に関する指摘事項（国土交通省：指摘金額1兆2,000億円）や国民健康保険の財政調整交付金の過大交付に関する指摘事項（厚生労働省：指摘件数286件）等があった結果、総件数・指摘金額の総額共に過去最大規模であったことを考慮する必要がある。過去10年間で比較した場合、今般の検査報告における総件数・指摘金額の総額は、高水準にあることが分かる<sup>2</sup>（図表1参照）。



### (2) 指摘事項の区分別内訳

掲記されたものを事項等別に見ると、一般に「指摘事項」と呼ばれているものが555件あり、そのほかに「国会及び内閣に対する報告」(随時報告)が10件<sup>3</sup>、「国会からの検査要請事項に関する報告」(検査要請事項の報告)が1件、「国会からの検査要請事項に関する検査状況」(検査要請事項の検査状況)が1件、「特定検査対象に関する検査状況」(特定検査状況)が6件掲記されている。

指摘事項は、不適切な経理等の事態に関するものであり、図表2のとおり3つの事項に分類される。

図表2 指摘事項の掲記区分

区 分		事 項 内 容
指 摘 事 項	不当事項	法律、政令、予算に違反し又は不当と認められたもの
	意見表示・処置要求事項	会計検査院法第34条又は第36条の規定により、会計検査院が関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求したもの
	改善処置済事項	会計検査院の指摘に対し、指摘された当局が改善の処置を講じたもの

(出所) 会計検査院ホームページを基に筆者作成

指摘事項等の件数の内訳を見ると、「不当事項」の件数が大半を占めている。近年の傾向としては、「意見表示・処置要求事項」の掲記件数が増加し、一方で、「特定検査状況」の掲記件数は減少している（図表3参照）。

図表3 事項等別件数推移（過去10年間）

事項等	年度										
	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
指 不当事項	248	272	219	296	390	361	859	593	874	425	
摘 意見表示・処置要求事項	32	5	11	4	14	11	53	69	66	76	
事 改善処置済事項	31	38	47	59	41	65	55	46	39	54	
項 特記事項（※1）	1	4	8	5	4	-	-	-	-	-	
随時報告（※2）	-	-	-	-	5	2	7	23	6	10	
検査要請事項の報告	-	-	-	2	7	5	6	5	3	1	
検査要請事項の報告状況	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	
特定検査状況	17	18	20	20	14	8	5	4	4	6	
計	329	337	305	386	473	451	981	717	986	568	

注1. 「特記事項」は指摘事項の一つであり、事業効果・運営等の見地から、広く問題を提起して事態の進展を促すなどのため、特に掲記を要すると認められたものを指す。18年度以降は掲記されていない。

2. 「随時報告」は他項目にも掲記されており、件数が重複しているため、各事項等の合計件数と計欄の件数は一致しない。

(出所) 各年度の決算検査報告より作成

### (3) 指摘事項の省庁等別内訳

指摘事項を省庁等別に見た場合、指摘金額では、高い順に国土交通省の727億円、経済産業省の661億円、財務省の654億円となっており、件数では、多い順に厚生労働省の271件、農林水産省の50件、国土交通省の41件となっている。厚生労働省については、省庁再編後の12年度以降の毎年度において、件数で最多となっている。

また、案件別に見ると、指摘金額では、高い順にエネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金に関する指摘事項（経済産業省）の657億円、特定国有財産整備特別会計の貸借対照表に計上されている資産のうち剰余となっている不動産の有効活用に関する指摘事項（財務省）の618億円、各都道府県に移管された高校奨学金事業の運営に関する指摘事項（文部科学省）の575億円となっている。

図表4 指摘事項件数及び指摘金額(省庁等別)

単位: 件、万円

	不当事項		意見表示・処置要求事項			改善処置済事項	計					
			34条関係	34・36条関係	36条関係							
内閣府本府	1	1,180	1	47,010			2	48,190				
警察庁						1	-	1	-			
消費者庁	1	313						1	313			
総務省	20	36,362				1	12,679	21	49,041			
法務省	7	30,903				3	11,780	10	42,683			
外務省	2	43,080	1	1,795		2	-	6	45,630			
財務省	6	38,610			2	6,509,926		9	6,548,536			
文部科学省	5	2,036	1	3,442	1	5,758,671	1	527,203	8	6,291,352		
厚生労働省	257	687,335	3	67,289	2	1,913,433	7	2,507,563	271	5,127,234		
農林水産省	40	55,770				7	4,003,379	3	578,579	50	4,637,728	
経済産業省	12	40,710	1	4,668		2	6,570,000	1	3,469	16	6,618,847	
国土交通省	29	261,073	2	20,431	3	82,817	6	6,908,950	1	4,359	41	7,277,630
環境省	5	12,814	1	39,187		1	236,885			7	288,886	
防衛省	2	1,592	3	11,915		2	1,022	5	91,815	12	106,344	
日本私立学校 振興・共済事業団	6	13,060								6	13,060	
日本中央競馬会			4	45,713						4	45,713	
東京地下鉄(株)			1	-						1	-	
東日本高速道路(株)								1	539	1	539	
中日本高速道路(株)								2	23,946	2	23,946	
西日本高速道路(株)								2	18,623	2	18,623	
本州四国連絡高速 道路(株)								1	110	1	110	
日本郵政(株)	1	108,331								1	108,331	
全国健康保険協会	1	513								1	513	
日本年金機構	2	1,016			1	77,971	1	-		4	78,390	
(独)情報通信研究 機構	1	1,295								1	1,295	
(独)日本貿易保険			1	9,126						1	9,126	
(独)産業技術総合 研究所						1	422,209			1	422,209	
(独)造幣局						1	212,400			1	212,400	
(独)国立印刷局								1	710	1	710	
(独)農畜産業振興 機構	2	1,984				1	828,413			3	830,397	
(独)国際協力機構								1	1,101	1	1,101	
(独)新エネルギー・ 産業技術総合開発 機構	1	2,604						1	27,306	2	29,910	
(独)日本学術振興会	5	793						1	2,963	6	3,756	
(独)理化学研究所								1	45,952	1	45,952	
(独)宇宙航空研究 開発機構								1	3,805	1	3,805	
(独)雇用・能力開発 機構			1	67,013				1	17,694	2	84,707	
(独)労働者健康福祉 機構								2	180,562	2	180,562	
(独)国立病院機構	7	11,311				1	12,742			8	14,159	
(独)海洋研究開発 機構								1	183,827	1	183,827	
(独)中小企業基盤 整備機構								1	8,307	1	8,307	
(独)都市再生機構	2	9,309	2	3,843						4	13,152	
(独)日本原子力研究 開発機構								1	1,262,770	1	1,262,770	

	不当事項		意見表示・処置要求事項			改善処置済事項		計				
			34条関係	34・36条関係	36条関係							
(独)住宅金融支援機構	6	37,990			1	-		7	37,990			
(独)国立がん研究センター							1	24,290	1	24,290		
(独)国立循環器病研究センター							1	89,341	1	89,341		
(独)国立精神・神経医療研究センター							1	1,830	1	1,830		
(独)国立国際医療研究センター							1	10,686	1	10,686		
(独)国立成育医療研究センター							1	24,055	1	24,055		
(独)国立長寿医療研究センター							1	2,452	1	2,452		
(国)北海道大学					1	4,065			1	4,065		
(国)埼玉大学					1	24,760			1	24,760		
(国)東京大学	1	4,493			1	1,540,614			2	1,545,107		
(国)東京医科歯科大学					1	2,074			1	2,074		
(国)東京外国語大学					1	7,067			1	7,067		
(国)一橋大学					1	13,849			1	13,849		
(国)新潟大学	1	4,374							1	4,374		
(国)福井大学					1	1,306			1	1,306		
(国)信州大学					1	4,487			1	4,487		
(国)静岡大学					1	34,524			1	34,524		
(国)名古屋大学					1	8,370			1	8,370		
(国)京都大学					1	36,222			1	36,222		
(国)大阪大学					1	50,212			1	50,212		
(国)香川大学	1	1,332							1	1,332		
(国)高知大学					1	9,300			1	9,300		
(国)九州大学					1	18,906			1	18,906		
(国)鹿児島大学					1	6,110			1	6,110		
首都高速道路(株)							2	9,030	2	9,030		
阪神高速道路(株)							2	6,373	2	6,373		
(独)沖縄科学技術研究基盤整備機構	1	3,930							1	3,930		
北海道旅客鉄道(株)					1	-			1	-		
四国旅客鉄道(株)					1	-			1	-		
九州旅客鉄道(株)					1	-			1	-		
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)							1	21,058	1	21,058		
東日本電信電話(株)							2	42,200	2	42,200		
西日本電信電話(株)							2	112,837	2	112,837		
(株)かんぽ生命保険							1	828	1	828		
合計	425	1,414,122	18	321,432	6	2,074,221	52	35,734,026	54	3,379,933	555	42,838,758

- 注1. 法人格については次の略称を用いた。株式会社→(株)、独立行政法人→(独)、国立大学法人→(国)
2. 背景金額については掲載せず、「-」とした。
3. 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額とは一致しない場合がある。
4. 複数の団体に係る指摘については、金額は一方の団体にのみ掲載しており、件数の合計に当たってはその重複分を控除している。
5. 「不当事項」及び「意見表示事項又は処置要求事項」の両方において取り上げられている事項については、金額の合計に当たってはその重複分を控除している。

(出所)「平成22年度決算検査報告」(会計検査院)より作成

### 3. 個別の検査結果等の概要

#### (1) 個別の指摘事項の概要

前記のとおり、今般の検査報告には、555 件もの指摘事項が掲記されている。ここでは、これらの中から主なものを紹介する。

#### ア 剰余金、基金等に関するもの

##### 事例 1：エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金における資金滞留

エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金（22 年度末残高 1,231 億円）は、電力供給計画で開発が示された 14 基全ての原子力発電施設を一律に対象として積み立てられているが、施設工事の時期には遅れが想定されている。会計検査院が同整備資金の規模等に着目して検査したところ、当面需要が見込まれない資金が滞留しており、このうち 657 億円は縮減可能な余裕資金と認められた。会計検査院は、経済産業省に対し、当面の間は、着工済み 3 基（需要額 73 億円）のみを積立対象にするなどして整備資金残高を縮減させるとともに、エネルギー基本計画の見直しなどを踏まえ、需要額の算定方法を改めて積立目標額を見直すなどして、資金を滞留させない方策を検討すべきと指摘している。

##### 事例 2：厚生年金保険料等を元に設置した福祉施設の運営で生じた資金等の有効活用

厚生労働省は、厚生年金保険等の保険料を財源として設置した福祉施設の運営について、財団法人厚生年金事業振興団や社団法人全国社会保険協会連合会等の公益法人に委託している。会計検査院が両法人の福祉施設の運営に係る経理状況を検査したところ、福祉施設の運営及び民間譲渡により、22 年度末時点で両法人に 222 億 5,852 万円もの剰余金等が保有されていた。また、これらについて、厚生労働省は、今後の福祉施設の運営において適切な規模か、今後どのように有効活用すべきか、十分把握及び検討していなかった。

##### 事例 3：独立行政法人住宅金融支援機構における政府出資金の規模

国土交通省は、住宅金融支援機構に、証券化支援事業（民間金融機関から住宅ローン債権を買い取り、債権を信託した上でこれを担保とした資産担保証券を発行する事業）等を円滑に実施させるため出資金を交付している。この出資金は、ローン金利の引下げ費用に運用益を充てるための運用益対応出資金と、想定外の損失に備えるためのリスク対応出資金に分類され、別々に必要額が算定されている。会計検査院の検査の結果、リスク対応出資金についても毎年度一定の運用益が発生しているにもかかわらず、出資金の算定に当たっては運用益が見込まれていなかったことが分かった。会計検査院は、リスク対応出資金の運用益を見込んで出資金の必要額を算定すべきであり、それにより出資金を 290 億円低減できると指摘している。

## イ 資産に関するもの

### 事例4：特定国有財産整備特別会計の貸借対照表に計上されている資産のうち剰余となっている不動産の有効活用

一般会計に属する庁舎等は、収支相償の原則によって移転再配置等が行われており、特定国有財産整備特別会計において、財政融資資金からの借入金で新施設を整備し一般会計に無償引渡しした後、一般会計から無償引受けした旧施設の売払収入で借入金償還等を行っている。会計検査院の検査の結果、新施設が整備済みで整備費支払も完了した58整備計画に係る不動産（国有財産台帳価格618億8,817万円）は整備費を賄うには不要であり、剰余と認められた。会計検査院は、財務省に対し、これらの不動産を一般会計へ無償で所属替等するとともに、剰余となる不動産の有無を分析・検討することとし、剰余が生じた場合は同様に対処することにより、国有財産の有効活用を図るよう求めている。

### 事例5：国立大学法人が保有している土地・建物の処分及び有効活用

国立大学法人が平成21年度末現在で保有している土地及び建物について、会計検査院が56法人を検査したところ、i) 8法人において国から承継して保有している土地が利用されていない、ii) 11法人において職員宿舍等の利用が低調となっている、iii) 1法人において運動場の学内利用の割合が低く、ほとんどが学外利用者となっているなど、有効に活用されていない状況（指摘を受けた15国立大学法人の不動産の帳簿価額：計176億1,866万円）となっていた。

## ウ 事業の有効性等に関するもの

### 事例6：都道府県に移管された高校奨学金事業の運営

独立行政法人日本学生支援機構が実施していた高校奨学金事業が、17年度から各都道府県に順次移管されたことから、文部科学省は各都道府県に対し移管後の事業資金として、高等学校等奨学金事業交付金を交付しており、その交付総額（10～15年間で約2,000億円）は、機構の実績値（当年度回収率84%、過年度回収率13%）を基に試算されている。会計検査院が20府県を対象として検査したところ、12府県で機構の実績値を下回っていたこと、9府県で将来的な収支予測を行っていなかったこと、11府県で20年後の43年度までに資金不足が生ずることなどが明らかになった（上記11府県における交付金交付額計575億8,671万円）。

### 事例7：国営東郷土地改良事業及び国営ふらの土地改良事業の実施状況

国土交通省北海道開発局は、東郷ダム（農業用ダム）の整備等を目的とし、国営東郷土地改良事業及び国営ふらの土地改良事業（両事業の国営事業費379億円（うち21年度までの支出済額343億973万円））を実施しているが、ダムにおいて想定を上回る漏水が確認され、安全に貯水できないため、両事業は完了していない。会計検査院が検査したところ、i) ダムに係る事業費が21年度までに198億円（うち測量及び試験費は

57 億円) に上っているが未だ事業効果が発現していないこと、ii) 農業用ダムを所管する農林水産省において、両事業に関する事後評価が適時適切に行われておらず、ダム以外の水源確保の具体的方法が検討されていないことなどが明らかになった。

## エ その他の主な指摘

### 事例 8 : 土砂災害警戒区域等に関する基礎調査の早期活用

国土交通省は、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する基礎調査を行う都道府県に補助金を交付している。そして、都道府県知事は、この基礎調査に基づき土砂災害の被害を防止するために土砂災害警戒区域等を指定することとされている。しかし、会計検査院が 19 道府県において基礎調査が行われた 21 万 829 地点（これに係る基礎調査費 289 億 1,571 万円、うち国庫補助金 96 億 1,911 万円）を検査したところ、基礎調査終了後も長期間にわたって警戒区域等の指定を行っていない事態、土砂災害防止に必要な警戒避難体制に関する事項を防災計画に定めていない事態等が見受けられた。

### 事例 9 : 耐震強化岸壁の管理等

国土交通省及び都道府県等の港湾管理者は、大規模地震発生時における緊急物資輸送や幹線貨物輸送の機能を確保するため、耐震強化岸壁（耐震性を強化し、十分な広さの荷さばき地を持った係留施設）を整備している。しかし、会計検査院が 16 都道府県の港湾を検査したところ、耐震強化岸壁の背後に大規模構造物が恒常的に存置されているため緊急時の物資輸送に支障を来すおそれがある事態、耐震強化岸壁が現在の耐震基準に合致しているか点検が行われていない事態等が見受けられた（これらの耐震強化岸壁の事業費に対する国費相当額 792 億 8,700 万円）。

### 事例 10 : 高速増殖炉の技術開発に係る契約金額の透明性、経済性の確保

独立行政法人日本原子力研究開発機構は、次世代型高速増殖炉に関する革新技術開発を行うため、三菱重工業株式会社が出資して設立された三菱 F B R システムズ株式会社と随意契約を締結している。会計検査院が 20、21 両年度に締結された契約（契約金額 126 億 2,770 万円）を検査したところ、i) 機構と三菱 F B R との契約金額の大半を占める三菱重工への外注費について、三菱 F B R 提出の見積書の金額が、三菱 F B R が三菱重工に実際に支払った額に比べ 5 割程度高額となっているにもかかわらず、機構において実際に支払った金額が適切かどうか確認していない、ii) 見積書に記載された三菱 F B R の費用が実際に発生した費用に比べて 8 割程度高額となっている、iii) 契約ごとの利益率が想定利益率を大きく上回っているなど、不適切な事態が見受けられた。

## (2) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

19 年度の検査報告より、指摘事項のフォローアップとして、決算検査報告に掲記した「不当事項」について、租税の追徴、補助金の返納、手直し工事などの処理が完了しているかどうかを検査し、その是正措置の状況を掲記している。また、「改善処置済事項」について、

当該措置が履行されていると確認されるまでその履行状況をフォローアップし、その結果を掲記している。

#### ア 不当事項に係る是正措置の状況

昭和 21 年度から平成 21 年度までの検査報告に掲記された不当事項について、関係する 49 省庁等を対象に検査を行った結果、23 年 7 月末現在において是正措置未済のものが 507 件 131 億 4,412 万円あり、このうち金銭返還を要するものが 505 件 121 億 9,609 万円あった。

前年度（22 年 7 月末）からの是正措置の進捗の状況では、21 年度決算検査報告の指摘分 874 件 202 億 2,859 万円のうち、是正措置が取られたものは 827 件 186 億 5,564 万円、未済のものは 47 件 15 億 7,295 万円となっているのに対し、20 年度以前の決算検査報告の指摘分 502 件 131 億 1,459 万円のうち、是正措置が取られたものは 42 件 15 億 4,342 万円にとどまり、未済のものは 460 件 115 億 7,117 万円に上ることが分かった。

#### イ 改善処置済事項に係る処置の履行状況

14 年度から 20 年度までの検査報告に掲記された処置済事項のうち、改善処置が一部不履行とされていたもの 5 件、検査した範囲では履行済とされていたもの 54 件に、21 年度決算検査報告に新たに掲記された処置済事項 39 件を加えた計 98 件について、関係する 35 省庁等を対象に検査を行った結果、改善処置が一部履行されていなかったものが 5 件（全て 20 年度以前における指摘事項）あった。

このうち、「中山間地域等直接支払交付金が交付の対象とならない農用地について交付されるなどしていたもの」（17 年度指摘）、「生活保護費等負担金が過大に交付されていたもの」（19 年度指摘）の 2 件については、今般の検査報告に不当事項として掲記されている。

### （3）国会及び内閣に対する報告（随時報告）

18 年次の検査より、会計検査院は、会計検査院法第 30 条の 2 に基づき、意見表示・処置要求事項やその他特に必要と認める事項について、毎年度の検査報告の作成を待たずして、随時、国会及び内閣に報告できることとなった。この随時報告の内容は、意見表示・処置要求事項については指摘事項として、その他の事項については国会及び内閣に対する報告として、当該年度の検査報告に改めて掲記されている。

ここでは、国会及び内閣に対する報告として掲記された事項のうち、主なものを紹介する。

#### 事例 11：国庫補助金等により都道府県等に設置された基金

各府省が都道府県等に国庫補助金等を交付して設置造成させている基金について、会計検査院が検査したところ、22 年度末の基金数・基金保有額は、3,859 基金・3 兆 4,397 億円となっていた。このうち、緊急経済対策等の一環として 20・21 両年度に設置され

た基金に係る国庫補助金等については、その執行率が低調であり、22年度末時点で、23年度終了予定の基金に1兆円、24年度終了予定の基金に1兆107億円、計約2兆円の資金が残されており、基金事業終了時に多額の執行残が生ずるおそれがある事態が見受けられた。また、使用見込みのない国庫補助金や多額の余剰金が基金に滞留している事態等も見受けられた。会計検査院は、多額の余剰額が生じている基金については、補助金等の国庫返納を含めた基金の規模の見直しを行うべきなどと指摘している。

#### 事例12：独立行政法人の運営費交付金の状況

運営費交付金の交付を受けている83独立行政法人について、会計検査院が検査したところ、i) 運営費交付金の額の算定に当たり、想定される自己収入額が実績額と著しくかい離し、運営費交付金が過大に支払われていた事態（指摘を受けた2法人における19～21年度のかい離額：計17億1,351万円）や、ii) 中期目標期間の最終年度において前期からの繰越欠損金があることなどにより、交付された運営費交付金のうち、業務運営の財源に充てられなかった金額が国庫納付されずに法人内部に留保されている事態（指摘を受けた2法人の留保額：計16億7,174万円）等が見受けられた。

#### （4）参議院決算委員会からの検査要請事項に関する報告・検査状況

会計検査院は、会計検査院法30条の3に基づき、国会から会計検査の要請があったときは、その検査要請事項について検査を実施し、結果を国会に報告することができる。

今般の検査報告には、参議院決算委員会からの検査要請事項に関する報告が1件、また、同委員会からの検査要請事項に関する検査状況が1件掲記されている。なお、後者は、検査の中間報告としての性質を持ち、19年度の検査報告より新項目として追加されたものである。

ここでは、検査要請事項に関する報告を紹介する。

#### 事例13：在外公館に係る会計経理

会計検査院が、参議院決算委員会の要請（21年6月）を受け、海外の大使館や総領事館など在外公館を検査した結果、i) 不動産が長期間利用されていないものや用途を廃止したが未処分のままとなっているものが、11公館で16件・簿価22億5,630万円（21年度末）に上ること、ii) ワイン等酒類の在庫は7,896本（21年度末）に上る一方、4公館において20・21両年度の2年間で1,044本もの酒類を廃棄処分していたことなど、不適切な会計経理等の事態が明らかとなり、外務省に対して改善の処置を求めた。以上について、22年10月に国会へ報告されている（21年度決算検査報告にも掲記）。

会計検査院がその後のフォローアップの状況等を検査したところ、会計担当者に対するチェック体制の強化など、一部については改善処置が未だ講じられていないものが見受けられた。また、コロンビア大使館において現地職員が領事手数料を領得するなど、新たに見受けられた不適切な事態もあった。

## (5) 特定検査対象に関する検査状況

2年度の報告より、指摘事項として掲記する段階にまで至っていないものの、国民の関心が極めて高い問題として決算検査報告に掲記する必要があると会計検査院が認めたテーマの検査状況については、特定の検査対象に関する検査状況（特定検査状況）として掲記されている。ここでは、このうち主なものを紹介する。

### 事例 14：独立行政法人が実施している融資等業務の状況

融資等業務を実施している 26 独立行政法人について会計検査院が検査したところ、i) 貸付業務について、貸付実績が低調で政府出資金に多額の余裕金が生じていたり、債権の管理・回収において延滞債権割合が 25% を超えるなど高率となっている事態（8 法人 14 業務の延滞債権額：3,872 億円）、ii) 債務保証業務について、代位弁済の回収実績が計画の半分程度にとどまり、検査対象のほとんどの年度において基本収支差が支出超過となっている事態、iii) 保険業務について、継続して保険価額残高が減少しており今後政府出資金の額を見直す必要がある事態、iv) 債務不履行があった場合に金融機関等が法人から支払われる保険金の補填割合が 100% となっている契約が 4,080 億円に達し、モラルハザードを防止するための対策を講ずる必要がある事態等が見受けられた。

### 事例 15：株式会社日本政策投資銀行による株式会社日本航空に対する貸付等の状況

日本政策投資銀行（政投銀）は、21 年 6 月、国の出資金等を原資とした日本政策金融公庫（日本公庫）の信用供与の下、日本航空等に対し 670 億円の危機対応業務に係る損害担保付貸付けを行った。政投銀は、当時の状況下で合理的に判断したとしているが、その想定どおりに事態が進まなかったことも多く、日本航空等が経営破綻した結果、貸付けで 956 億円、出資で 200 億円の損失が発生し、また、日本公庫では、政投銀への補償金の実質支払額 470 億円の損失が発生した。会計検査院は、政投銀に対し、今後、同業務に係る貸付け等を実施する際は、国民負担につながる可能性にも留意してリスク評価等を行い、危機対応業務における指定金融機関として必要な機能を適切に果たしていくべきとしている。

### 事例 16：義務教育費国庫負担金の検査の状況

北海道教職員団体の幹部が、22 年 3 月に政治資金規正法違反により逮捕・起訴されたことに伴い、公立学校教職員による違法な政治活動や勤務時間中の職員団体活動が大きく報じられた。会計検査院が、国庫負担金交付額が適正なものになっているかに着目して、北海道及び石川、鳥取、沖縄の 3 県を選定して検査したところ、勤務時間中に職員団体活動を行っている、夏季休暇期間等において勤務時間が遵守されていない、校外において行ったとしていた研修を実際は行っていない、外勤、出張及び職務専念義務免除の取扱いが適切でないなどの事態が明らかになった。

## (6) 特別会計財務書類の検査

特別会計に関する法律第 19 条第 1 項の規定では、各府省の大臣は、毎会計年度、その所管する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類（特別会計財務書類）を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならない。そして、同条第 2 項の規定に基づき、内閣は、特別会計財務書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。

会計検査院は、22 年 11 月 12 日に内閣から 21 年度特別会計財務書類（10 府省・21 特別会計分）の送付を受け、これらについて正確性及び合規性の観点から法令等に従った適切なものになっているかなどに着眼して検査を行った。その結果、農林水産省所管の国有林野事業特別会計において工事費、測量設計費及び車両費が誤った支出項目に計上されていたなど、特別会計財務書類の計上金額等の表示が適切でないものが、5 省所管の 6 特別会計において 10 事項見受けられた。なお、この 10 事項については、全て各省において所要の訂正が行われている。

## 4. 終わりに

前記のとおり、今般の検査報告の指摘金額は、前年度よりは大きく減少したものの、過去 2 番目に大きいものとなった。これは、会計検査院がここ数年来、有効活用されていない資産や剰余金等の状況、いわゆるストックの検査に重点的に取り組んでいることが大きく影響している（事例 1～5、11）。国家財政が逼迫し、予算の財源となり得るような国の資産・資金に対する国民的な関心が大きく高まっている現状を考えると、このような指摘事項が意見表示・処置要求事項の多くを占め、指摘金額を押し上げる傾向は今後も続いていくものと考えられる。

加えて、今般の検査報告では、予算経理や補助金の支出に関するもののほかに、特定国有財産整備特別会計の貸借対照表に計上されている資産のうち剰余となっている不動産の有効活用に関する指摘事項（事例 4）のような専門的な知見から指摘されたものや、土砂災害警戒区域等に関する基礎調査の早期活用や耐震強化岸壁の管理等に関する指摘事項（事例 8、9）のような国民生活の安全性の確保に関するもの、誌面の都合で詳細を紹介できなかったが、国庫補助を行った鉄道駅等におけるバリアフリー施設に関する指摘事項（東京地下鉄株式会社外 3 社）のような従来あまり見られなかったものも見られ、その内容は多岐にわたっている。国等が実施する事業内容は幅広く、予算の構造も複雑化しているため、予算執行に対する監視の目を行き届かせるのが容易ではない現状において、様々な分野・観点からの指摘を盛り込んだ検査報告の意義は大きい。今後、会計検査院においては、より広範な知見や多角的な観点を取り入れ、会計検査が一層充実することを期待したい。

以上のような検査報告の内容を最大限に活用するためには、国会での積極的・活発な議論が不可欠である。現状、検査報告の提出は 11 月 20 日前後となっており、そこで明らかとなった問題点・課題を直後の予算編成に反映させるには時間的な制約を伴うが、前記のとおり、会計検査院は、会計検査の結果を随時報告や国会からの検査要請に対する報告と

いう形で、検査報告の作成を待つことなく国会の議論に供することができる<sup>4</sup>。国会及び会計検査院においては、これら制度を有効かつ積極的に活用しながら、会計検査の結果が国会の議論を通じて、国の予算執行の改善に一層貢献することを期待したい。

---

<sup>1</sup> 指摘金額とは、租税等の徴収不足額や補助金等の過大支出額、有効に活用されていない資産等の額、決算における表示漏れの資産額等を指す。一方、意見表示・処置要求事項、改善処置済事項に関して、事態の原因や性格等からして指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものを、指摘金額と区別し、背景金額と呼ぶ。

<sup>2</sup> 指摘金額に関しては、21年度決算検査報告の1兆7,904億円は過去最高、22年度決算検査報告の4,283億円は過去2番目に多い。

<sup>3</sup> うち5件が「意見表示・処置要求事項」として掲記されており、件数が重複している。このため、総件数の算出に当たり、この重複分5件を控除している。

<sup>4</sup> 国庫補助金等により都道府県等に設置された基金（事例11に記載）などは、22年度検査報告の提出に先立つ23年10月に随時報告され、新聞等で取り上げられるなど、大きな関心を集めた。